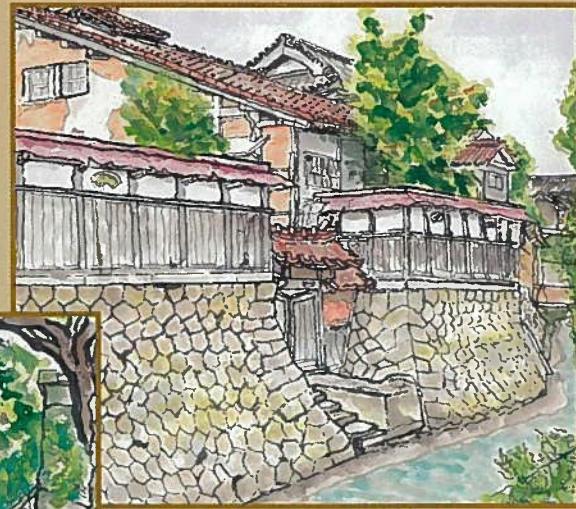
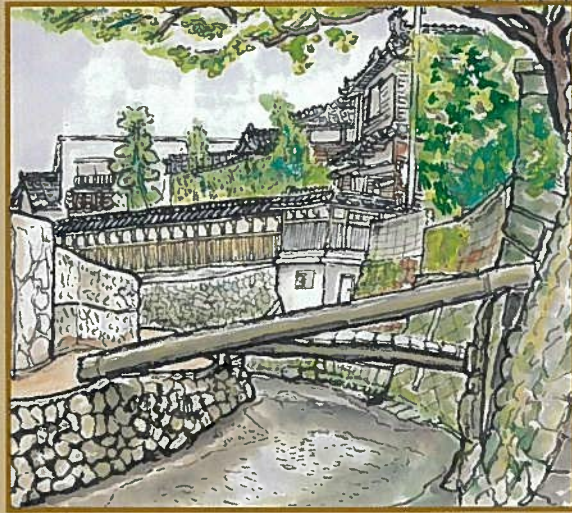


あすの景観をつくる

# 新温泉町 浜坂味原川周辺地区



兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL078-341-7711 (代)

新温泉町建設課

美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL0796-82-3111 (代)





## はじめに

浜坂味原川周辺地区は、漁業や北前船などの海運による商業で栄えた浜坂の歴史と文化の空気をよりよく残す地区です。

下流には船だまりなど、かつての港をしのばせる風景が残っており、古くから残る石垣、各所に残る洗い場、川へと下る坂道、点在する水神さまなど、味原川を中心に広がる浜坂独特の風景は、住民が他地域に誇ることができるものです。また、味原川はホタルも生息する自然環境豊かな川でもあり、川沿いに設けられた遊歩道は観光客の散策スポットとなっているのみならず、地域住民の生活道路としても役立っています。

一方、遊歩道から見える風景は、浜坂の歴史・風土が感じられるものが減りつつあり、味原川の水量や水質、ホタルの生息環境など解決すべき問題も抱えています。これらについては、まちづくりの課題として、官民が協力しながら解決していくことが重要です。

今回の味原川周辺の歴史的景観形成地区指定は、単に景観をそのまま残そうとするものではなく、浜坂に残る美しい風景を大切にしつつ、これから永く浜坂に住む住民にとって、より住みやすく、豊かな気持ちで過ごせる、住民の元気があふれる、誇りの持てるまちづくりの実現のために行うものです。

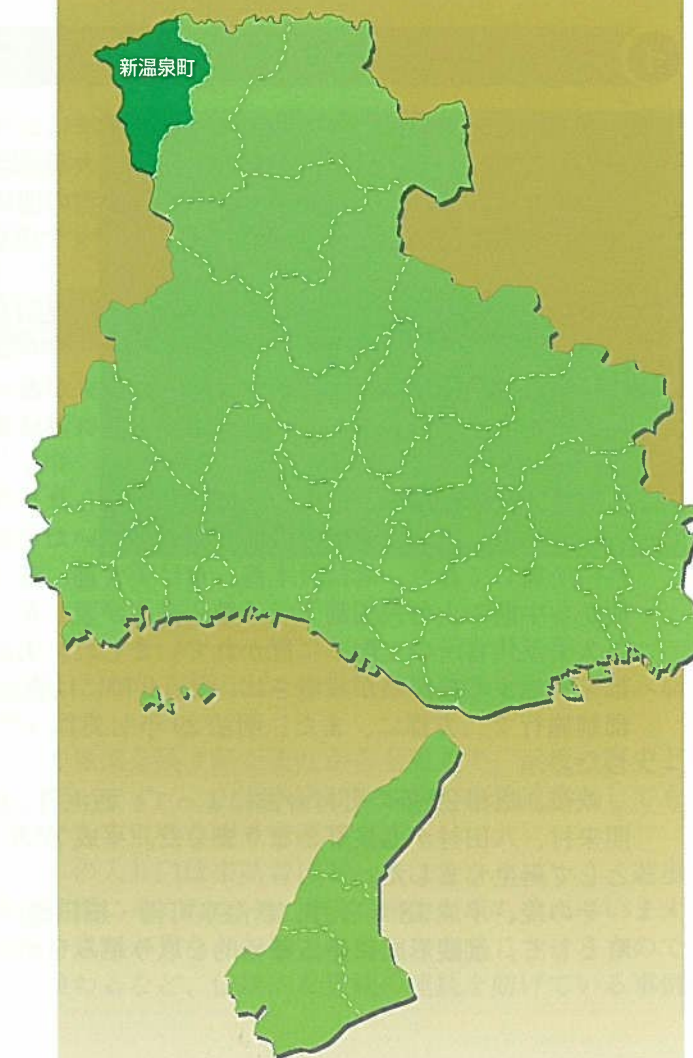
このガイドラインでは、浜坂味原川周辺地区の景観まちづくりの基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。浜坂味原川周辺地区の魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。



## 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 新温泉町の概要                  | 1  |
| 地区の概要                    | 2  |
| 景観形成地区指定の背景              | 4  |
| 景観形成の基本方針                | 6  |
| 景観形成基準                   | 8  |
| 景観形成の考え方                 | 10 |
| マンセル色票系                  | 15 |
| 支援事業                     | 16 |
| 届出の手続き                   | 18 |
| —参考—<br>景観の形成等に関する条例（抜粋） | 19 |

### 新温泉町位置図





# 新温泉町の概要

## ア 地勢

新温泉町は兵庫県の北西部に位置し、平成17年10月1日に旧浜坂町と旧温泉町が合併して誕生しました。東は香美町（旧香住町、旧美方町、旧村岡町）に、西は鳥取県（鳥取市、岩美郡、八頭郡）に接しており、面積241km<sup>2</sup>の町です。

交通網は、JR山陰本線、国道9号、国道178号を幹線として、日常生活や産業経済活動が営まれ、関西経済圏の中心都市大阪へは150km圏内にあり、現在整備中の地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の完成後は、大阪方面への高速道路網が拡充され、空港のある豊岡市や鳥取市へのアクセスも現在1時間程度を要するものがさらに改善されるなど、陸路、空路のネットワークが強化され、大幅な時間短縮のもとに交流の飛躍的發展が期待されています。

また、本町は、内陸部は1,000メートル級の山で、山陰海岸国立公園、氷ノ山・後山・那岐山国立公園、但馬山岳県立自然公園等、自然公園指定区域が46.3%を占め、町域の約80%が山林で構成される海と山と温泉を包含する豊かな自然環境を有する町です。

さらに、市街地や農地は、岸田川の水系に沿って形成され、その支流の河岸段丘上や平坦部に集落が点在し、周辺部には農地が広がっています。



## イ 気候

新温泉町の気候は、多雨多湿で、特に冬季はシベリア大陸からの季節風によって寒気も厳しく多量の積雪をもたらす日本海型気候に属し、大部分が山地であるため、豪雪地帯です。

年間を通じて曇天の日が多く、冬期は降雪の関係から特に降水量が多くなっています。一方、夏季の平均気温は23.3℃と、冷涼で過ごしやすい気候です。

## ウ 町の沿革

但馬丹後沿岸域は、古代から大陸との往来があったといわれ、江戸時代には、西回り航路の北前船が日本海を航行しており、その中でも諸寄港は寄港地として栄え、重要な風待ち港（避難港）でした。

奈良時代には温泉、波太の二郷の名が知られ、平安中期には、温泉、八太、熊野、刀岐、陽口、久斗、二方、田公、大庭の九郷に分かれていたとされていますが、行政区域としては、但馬国二方郡に所属しており、北は日本海、東は美含郡、南は七美郡、西は因幡郡に接していました。江戸初期から中期の大名領国制下では領主交代が著しかったのですが、中期以降はほぼ折半され、豊岡藩と久美浜代官所の支配下に置かれていました。明治4年の廃藩置県で但馬8郡、丹波3郡、丹後5郡を管地する豊岡県が設置され、明治9年には豊岡県は解体されて兵庫県に編入され、明治12年の郡制施行で二方郡に、また、明治29年七美郡（美方郡東部）と二方郡が統合され美方郡となりました。

戦後、昭和29年の町村合併によって、西浜村、浜坂町、大庭村が合併し、浜坂町となり、温泉町、照来村、八田村が温泉町となりました。平成17年10月1日に浜坂町と温泉町が合併し、新温泉町として誕生しました。

その後、平成18年3月、新温泉町湯・細田地区がまちなか景観形成地区の指定を受けるなど、町として、景観形成に係る積極的な取り組みを始めているところです。

# 地区の概要

## ア 歴史概況等

浜坂の地名の由来は、津波によってできた砂浜の形に、浜と坂の部分が各々あった事によると伝えられています。

浜坂は古くから漁業を中心として商工業が発展してきました。また、日本海岸の米所から近畿圏へ年貢米を運ぶ北前船が大盛況でした。江戸期から明治期にかけては、良質な風待ち港として知られる諸寄に次ぐにぎわいをみせていました。

浜坂は、地形的背景から良質な水に恵まれ、酒造にも適しており、酒造業者、廻船業者が力を持っていたと考えられます。その経済的要因から、文人、登山家など多くの文化人を輩出する下地ができ上がっていったと考えられています。

近世以降、漁業や廻船業、酒造業などが盛んになる一方、針金の生産が行われるようになり、廻船業によって各地に売られだされていきました。その後、長崎から導入された縫針製造業が発展し、「みすや針」の名で全国に知られるようになりました。水車を動力として利用した機械製針が行われるようになったのはこのころです。

このように、浜坂は海による恩恵を大きく受けている地区であると同時に、清浄、豊富な川水との関係も見逃せないものとなっています。

明治32年には大阪舞鶴定期船の浜坂寄航が始まったほか、明治45年に山陰本線が開通し、同年に浜坂駅、居組駅、久谷駅が、昭和6年に諸寄駅が開業し、この時期には現在の市街地の骨格がほぼ形成されました。

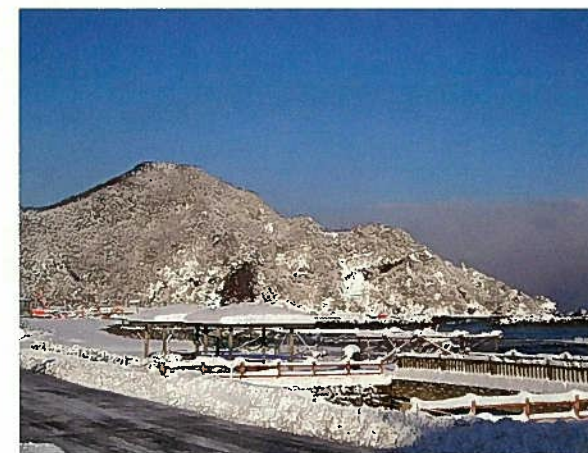
## イ まちなみの特徴と課題

### (ア) 豊かな自然地形がつくる景観

浜坂の町は、北側を日本海に、残りを山に囲まれた自然豊かな町です。

北に広がる日本海の風景は、湾を取り囲む山が海へと消えていくダイナミックな風景となっており、段丘上の町を北に向かって移動した時に下り坂の向こうに海が見えてくる景観は印象的です。

また、町内の多くの場所から山々を眺めることが可能であり、市街地東側に広がる田園風景は市街地の空の狭さを緩和する効果を発揮しています。このような自然景観をまちなかに取り込む工夫が必要です。



### (イ) 味原川沿いに展開される景観

味原川沿いの遊歩道は、東に広がる田園風景とその向こうの山々の景色や対岸の石垣を楽しみながら歩ける心地よい遊歩道として整備されています。

味原川沿いには、石垣の他にも、かつての港の風情を残す船だまりから上流まで、浜坂の歴史と文化を感じることができる様々な事物が連続しています。この遊歩道は、地域の生活道路としても、まちへの来訪者の散策路としても用いることができる重要な観光資源です。

しかし、遊歩道と並行する大通り（県道）からの入り口は来訪者にとっては分かりにくく、遊歩道北東に広がる農地においても、浜坂の歴史的景観にそぐわない大規模な建物が立ち並んでいます。また、対岸の石垣は、その時代によって積み方や意匠が異なり、歴史の奥行きを感じさせるものですが、近年、コンクリートブロックなどに置き換わるなど、伝統的な景観の連続を妨げている事例



も見受けられます。

今後、遊歩道の活用や遊歩道からの景観に配慮するための工夫が必要です。

### (ウ) 歴史・文化に支えられた景観

味原川周辺地区には、景観形成重要建造物に指定された以命亭(国指定登録有形文化財)、西光寺などに代表される地域の歴史・文化を伝える建造物が点在しています。これらは重要な景観資源であり、まちの財産でもあります。これらの財産を後世に残していく方策を官民が協働して探っていくことが必要です。

また、漆喰や下見板、土壁などの自然素材による壁仕上げが数多く見られます。こうした自然素材は、彩度の低い落ち着いた色彩景観を形成するとともに、優しく落ち着いた風景をつくり出しています。景観形成を進めるにあたっては、こうした自然素材の良さを生かしていくことが必要です。



### (エ) 人々の生活の営みが生み出す景観

味原川周辺には古い井戸や洗い場が散見され、井戸に祀られている水神を中心としたコミュニティが残っています。これら古い井戸や洗い場も浜坂の生活文化の歴史を語る風物となっています。また、味原川沿いには浜坂地区の住宅に全戸配湯される温泉源があり、泉源横に手づくりの地蔵を置くなど地域住民の誇りとなっています。

これら、人々の生活の営みが生み出す景観への配慮をするとともに、消雪装置など雪国独特の風情を生かしていくことが必要です。



## 景観形成地区指定の背景

### ア 但馬海岸地域風景形成地域

浜坂味原川周辺地区は「但馬海岸地域風景形成地域」内にあり、地域のなかで歴史文化を生かしながら、新しい都市的整備と伝統的な家並み景観との調和した市街地を目指す「集落市街地区域」に位置づけられています。

当区域に定められた風景形成基準の概要は以下のとおりであり、大規模建築物等(高さ15m超または建築面積1,000㎡超の建築物又は工作物)を対象として適用されています。

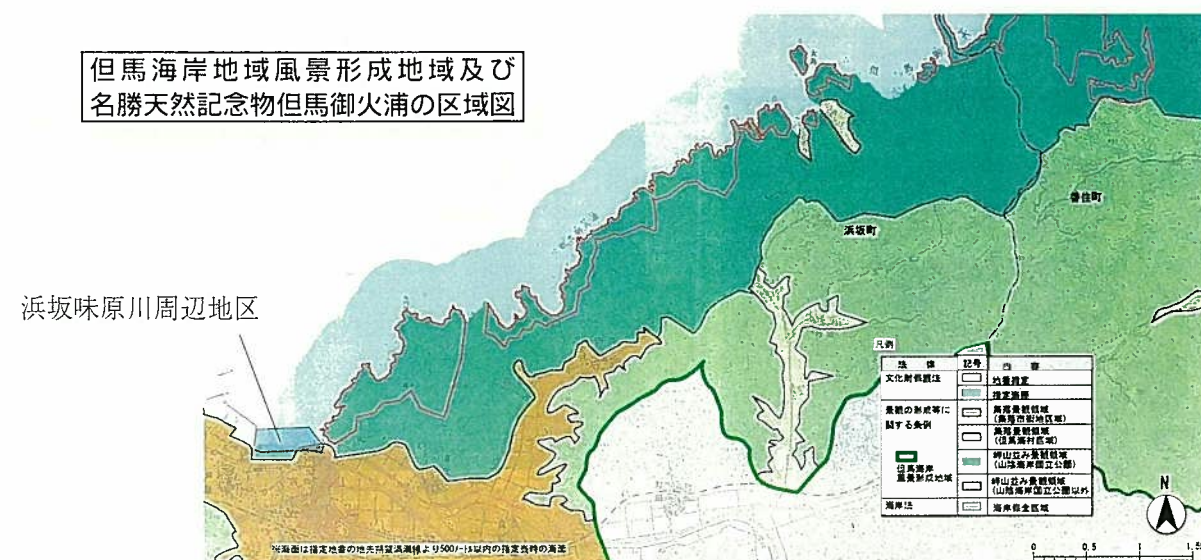
#### 《但馬海岸地域風景形成基準(集落市街地区域)の概要》

|       |  |
|-------|--|
| 基本目標  | ①日本海交流文化の継承 ②自然との共生 ③生活文化の継承<br>④地域の人々が誇れる環境づくり  |
| 基本方針  | ①トンボロ等の浜の保全と緑化の促進 ②路地構成継承 ③家並み景観の保全  |
| 位置・規模 | ○主要な視点場から見て海又は海岸線への眺望等を遮らないよう努める。<br>○主要な視点場から見て、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しない高さとするよう努める。等                       |
| 意匠    | ○ヨロイガキの意匠を取り入れたデザインに努める。<br>○階段状、雁行型とするなど、巨大な壁面が目立たないように努める。<br>○勾配屋根等とするなど、単調なスカイラインにならないよう配慮する。等         |
| 材料    | ○伝統的材料やそれに類した材料を活用するよう努める。等  |
| 色彩    | ○基調となる色彩はけばけばしくならないよう努める。<br>(外壁) R系、YR系→彩度5以下 Y系→彩度4以下 その他→彩度2以下<br>(屋根) 10R~5Y→彩度4以下 その他→彩度3以下 明度は全色相4以下 |
| その他   | ○植栽にあたっては在来種を選定するなど、特に海岸線沿いの敷地では周辺の既存樹種と調和するよう努める。等  |

### イ 名勝天然記念物但馬御火浦

浜坂味原川周辺地区近郊の海岸及び海面は、名勝天然記念物但馬御火浦に指定されており、文化財保護法に基づき、指定地域内における現状変更等を対象とした規制が行われています。

但馬海岸地域風景形成地域及び名勝天然記念物但馬御火浦の区域図

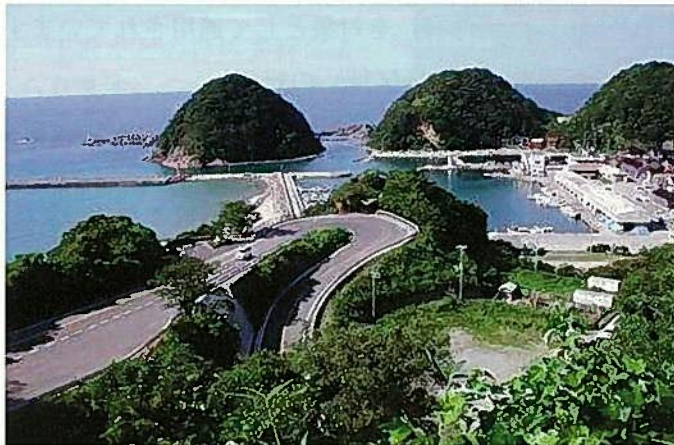




## ウ 日本風景街道

地域の魅力・美しさを発見・創出し、道路管理者及び地域のNPOや地域住民、企業等多様な主体による協働のもと、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かし美しい国土景観形成を図る運動を促し、地域の活性化、観光の振興に寄与することを目的とした取り組みとして、国土交通省が推進する日本風景街道に「但馬漁火ライン」が平成19年11月に登録されました。

これにより、地域では、豊かな地域特性と個性ある観光資源をもった但馬山陰海岸地域において、みちゆきを楽しむ道づくりと観光振興に資する道づくりを推進しています。



## エ 住民活動

平成14年から味原川的环境整備活動を中心としたまちづくりの住民活動が行われてきました。兵庫県や新温泉町においても、旧家の見事な石垣が続く味原川小径を中心とした新温泉町浜坂地区の優れた景観を保全するため、景観形成地区指定による支援を行います。

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 平成17年 1月～3月       | 景観形成地区指定調査              |
| 平成17年 4月～平成19年10月 | 地区住民による基準案の検討、合意形成      |
| 平成18年 3月          | 景観形成重要建造物指定（以命亭、西光寺）    |
| 平成19年 3月          | 歴史的景観形成地区指定、特別誘導区域指定（町） |
| 平成20年12月          | 重点文化財活用地区指定（県教育委員会）     |

# 景観形成の基本方針

## 暮らしやすく誇りに思えるまちづくり

新温泉町浜坂味原川周辺地区のまちなみの特徴と課題等を踏まえ、地域住民が暮らしやすく誇りに思えるまちづくり、自然の風景や歴史文化の蓄積による情緒を求める来訪者が再び訪れたいまちづくりを目指し、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとします。

### ア 豊かな自然景観を生かす

- 日本海や岸田川への眺望を意識するとともに、市街地から周辺の山々などの自然景観を望むことができるよう建築物の高さに配慮する。
- 味原川東側に広がる田園風景を大切にし、味原川周辺の景観に調和した建物づくりを進める。



### イ 味原川がつくる景観を生かす

- 味原川沿いの遊歩道は最も重要な眺望ポイントである。川沿いの建物のみならず、遊歩道から見ることができ風景にも配慮する。
- 地区のシンボルとも言える味原川の石垣を大切にするとともに、川に架かる橋なども味原川に調和したものとしていく。



### ウ 地域の歴史・文化に配慮する

- 伝統的意匠や自然素材の良さを生かした建物づくりを進め、地域の歴史・文化を大切にしていく。
- 現存している伝統的な建物や古木についても後生に残していけるよう守っていく。



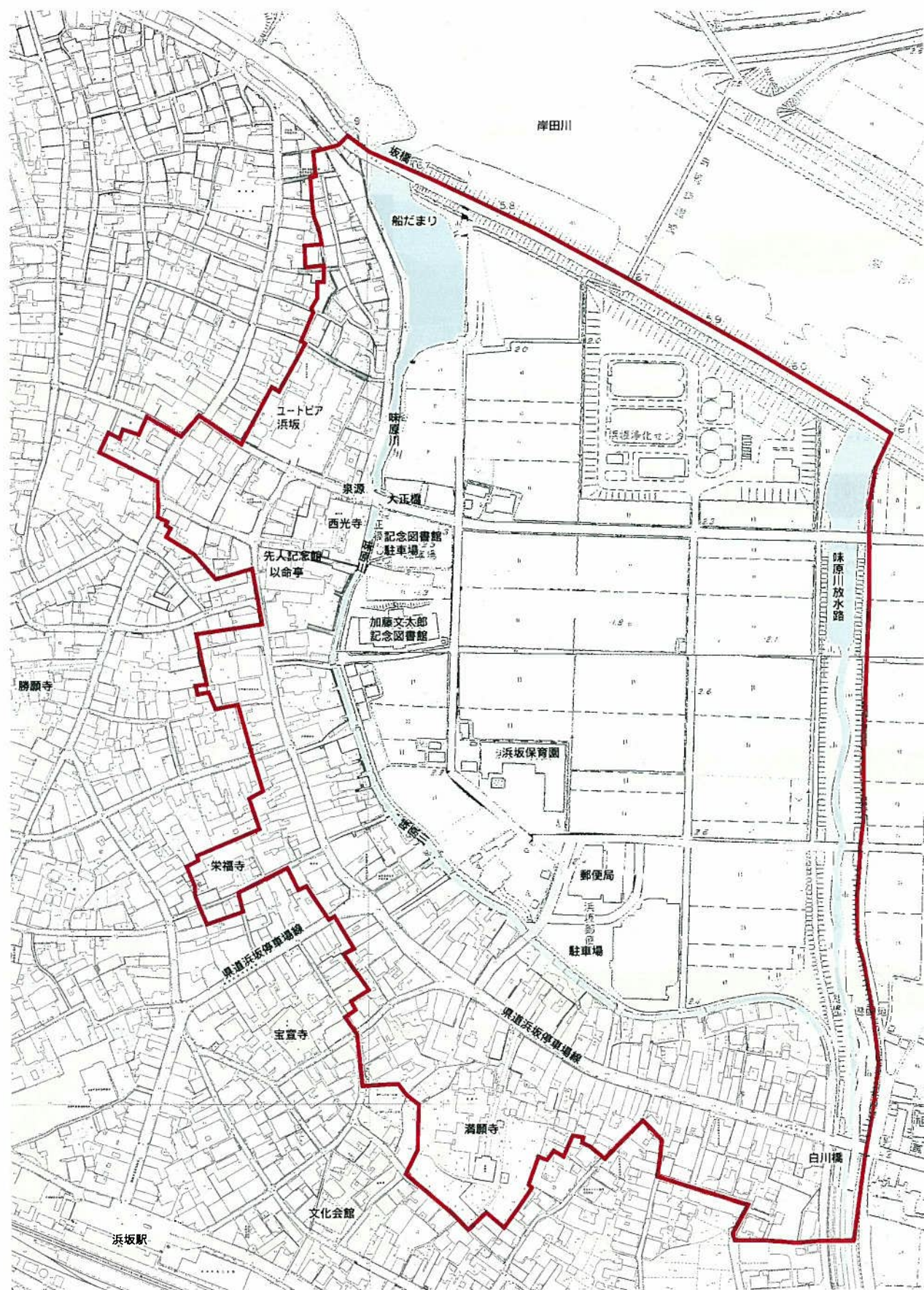
### エ 地域の生活文化を大切にする

- 味原川のホタルの生息を守り、水質の保全、石垣の管理、清掃など日々の生活のなかで景観づくりを進める。





《新温泉町浜坂味原川周辺地区歴史的景観形成地区区域図》



# 景観形成基準

## ■ 建築物等に関する基準

| 項目    | 建築物   | 工作物   |
|-------|---|---|
| 規模・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>味原川沿いの遊歩道から見て、市街地を囲む山並みなどの自然景観要素を遮らないように努める。</li> <li>階数は2階建て以下を基本とする。</li> <li>3階以上とする場合は、2階の屋根高さまで下屋を設けるなど、周囲の景観やまちなみの連続性に調和させるよう努める。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul>   |
| 屋根    | <ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた和風の意匠を基本とし、まちなみ景観の連続性に配慮する。</li> <li>切妻平入り、入母屋平入りの勾配屋根を原則とする。</li> <li>仕上げは鉄砂瓦・来待瓦・いぶし瓦を使用するように努める。その他の仕上げとする場合の基調となる色彩は、黒、灰色系又は茶系とする。</li> <li>①色相が5Rから5Yまで、明度5以下かつ彩度8以下とする。</li> <li>②無彩色は、明度5以下とする。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>味原川に面した擁壁は、自然石の石垣とするよう努める。やむを得ず自然石を用いない場合にあつては、自然石を模した仕上げとするよう努める。</li> <li>味原川に架かる橋は、自然系の素材または自然系の素材を模した仕上げとするよう努める。</li> </ul> |
| 外壁    | <ul style="list-style-type: none"> <li>材料は、木材・土壁・石材・漆喰・竹などの自然系の素材を用いるよう努める。また、木材で仕上げる場合は、下見板張りとするのが望ましい。</li> <li>自然系の素材としない場合の基調となる色彩は、灰色系または茶系とする。</li> <li>①色相は5Rから10Yまで、または5Bから5PBまでとする。</li> <li>②色相が5Rから10Yまでの場合は、明度3以上かつ彩度7以下とする。</li> <li>③色相が5Bから5PBまでの場合は、明度7以上かつ彩度2以下とする。</li> <li>④無彩色は明度3以上とする。</li> </ul> |   |
| 建具    | <ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は、黒、茶系または外壁と同一色とするよう努める。</li> <li>現存する格子戸等伝統的様式の建具については、可能な限り保存するよう努める。</li> </ul>   |   |
| 外構    | <ul style="list-style-type: none"> <li>塀を設ける場合は、木材・土壁・石材・漆喰・竹などの自然系の素材を用いるよう努める。</li> <li>味原川に面する物干し台、物置、自然系の素材を用いていない外壁等については、生垣、板塀などの川の景観に配慮した目隠しを設けるよう努める。</li> <li>味原川沿いの遊歩道から見える部分については、生垣、壁面緑化などにより緑化に努める。また、現存する古木については、可能な限り保存するよう努める。</li> </ul>   |   |



|      |  |
|------|--|
| 建築設備 | ・建築設備、配管等は露出しないように努める。やむを得ず露出する場合には、目隠しを設ける。                                 |
| 掲出物  | ・看板を設ける場合は、自家用広告物のみとし、自然系の素材を用いるように努める。                                      |
| その他  | ・味原川沿いにおける照明については、ホタルの生息環境に配慮して設置するよう努める。<br>・水質保全に配慮して、味原川に生活排水を放流しないよう努める。 |

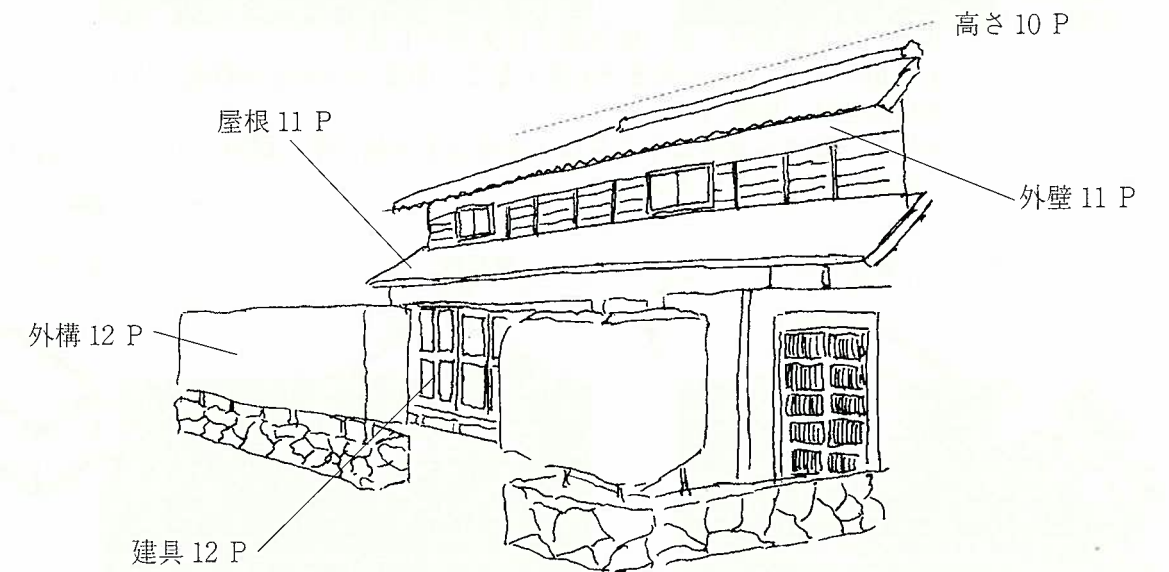
### ■ 自動販売機に関する基準

| 項目       | 基準  |
|----------|---|
| 位置       | ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないよう努める。               |
| 意匠       | ・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。                        |
| 色彩       | ・基調となる色彩は、茶または焦げ茶とする。その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置するよう努める。 |
| その他の設置方法 | ・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。                           |

(平成 20 年 3 月 28 日告示第 359 号)

## 景観形成の考え方

### 建築物に関する基準



### 規模・高さ

(道路やまちなみとの関係、壁面の位置など)

- ・味原川沿いの遊歩道から見て、まちを囲む山並みなどの自然景観への眺望を遮らないようにしましょう。



(階数や軒の高さなど)

- ・階数は2階建て以下としましょう。ただし、3階以上とする場合は、2階の屋根の高さまで下屋を設けて、周囲の景観やまちなみが連続するよう工夫しましょう。

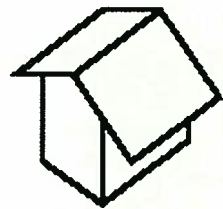




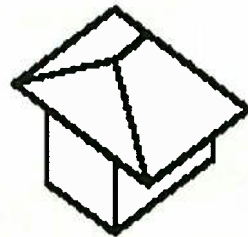
## 屋根

- ・和風の意匠とし、切妻平入り・入母屋平入りの勾配屋根を原則とします。
- ・まちなみ景観の連続性を大切にして、屋根勾配や軒先の高さなどに配慮しましょう。
- ・仕上げは、鉄砂瓦・来待瓦やいぶし瓦などの伝統的な瓦を使用するように努めましょう。その他の材料を使用するときは、周辺のまちなみ景観から突出しない色彩としましょう。
- ・基調となる色彩は、黒、灰色系又は茶系とします。
  - ①色相が5 R (赤) から 5 Y (黄) まで、明度5以下かつ彩度8以下
  - ②無彩色は、明度5以下
 ※色彩に関する基準は J I S によるマンセル色票系を採用、表示しています。詳細はお問い合わせください。

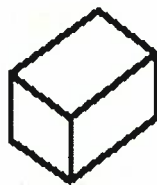
切妻 ○



寄せ棟 ○



陸屋根 ×



《伝統的な和瓦》



鉄砂瓦



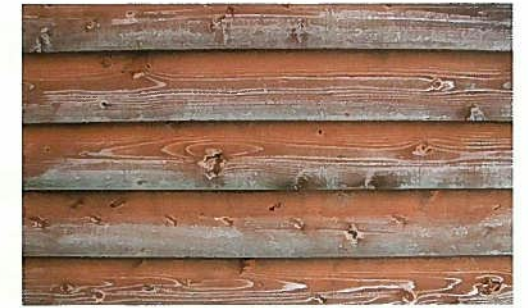
来待瓦



いぶし瓦

## 外壁

- ・材料は、木材・土壁・石材・漆喰・竹などの自然系の素材を用いましょう。特に木材で仕上げる場合は、下見板張りとするのが望まれます。自然系の素材としないときは、周辺のまちなみ景観から突出しない色彩としましょう。
- ・基調となる色彩は、灰色系又は茶系とします。
  - ①色相は5 R (赤) から 10 Y (黄) まで、または 5 B (青) から 5 PB (紫) まで
  - ②色相が5 R (赤) から 10 Y (黄) までの場合は、明度3以上かつ彩度7以下
  - ③色相が5 B (青) から 5 PB (紫) までの場合は、明度7以上かつ彩度2以下
  - ④無彩色は、明度3以上
- ・大規模建築物については、周辺の景観に与える影響が大きいことから色相がR (赤) 系及びY R (橙) 系を使用する場合は、明度3以上かつ彩度5以下とします。
 ※色彩に関する基準は J I S によるマンセル色票系を採用、表示しています。詳細はお問い合わせください。



## 建具 (窓、玄関戸など)

- ・外壁と調和するよう色彩に配慮しましょう。また、現存する格子戸等の伝統的建具は、地域の財産として可能な限り保存するようにしましょう。



## 外構 (門、塀、植栽など)

- ・塀を設ける場合は、木材・土壁・石材・漆喰・竹などの自然系の素材を用いるようにしましょう。
- ・生垣、壁面緑化などにより緑化に努め、また、現存する古木については地域の財産として可能な限り保存しましょう。

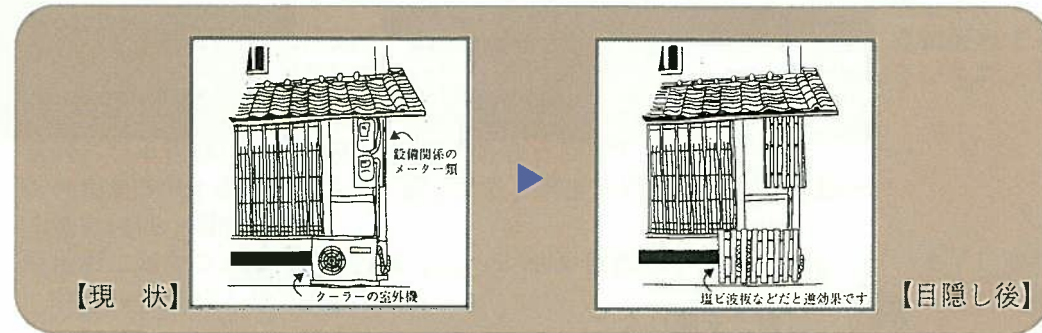




## 建築設備

(空調機や屋外設備など)

- ・建築設備は露出しないように努め、やむを得ず露出する場合は目隠しを設けましょう。



## 掲出物

(広告看板など)

- ・自家用広告物以外の掲出は控えるようにしましょう。
- ・自然系の素材を用いるようにしましょう。

## 工作物に関する基準

## 工作物

- ・味原川に面した擁壁は当地区の最も重要な景観資源です。景観を保全するため、今後の改修等に際しても自然石の石垣となるようにしましょう。やむを得ず自然石を用いない場合にあっては、自然石を模した仕上げとしましょう。



## 自動販売機に関する基準

### 位置

- ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないよう努めましょう。

### 意匠

- ・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮しましょう。

### 色彩

- ・基調となる色彩は、茶または焦げ茶としましょう。その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置するよう努めましょう。

### その他の設置方法

- ・複数機設置する場合は、前面の位置を揃えるなど乱雑とならないよう配置しましょう。





# マンセル色票系

兵庫県の景観形成基準等では、色彩に関する基準の中でJ I Sによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは、1905年、マンセル氏(A.H.Munsell)によって考案されたもので、物体表面の色を色味(色相 Hue)、明るさ(明度 Value)、あざやかさ(彩度 Chroma)の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑・・等、各色味の環があります。



5 Y R    4 / 3  
(色相) (明度) (彩度)

右の結果からこの色をマンセル色票系で表すと5 Y R 4/3であることが分かります。

左の色は?

この色をマンセル色票系で表してみると、次のようになります。

○まず色相(色味)は

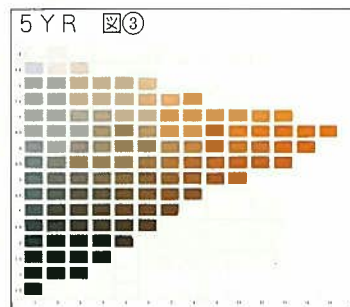
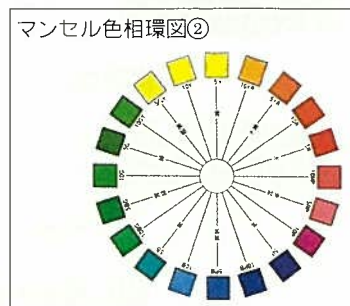
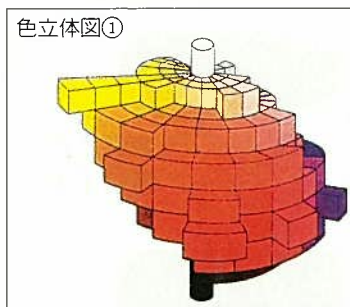
図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これみると、色相は5 Y R (Y R=橙系)であることがわかります。

○次に明度(明るさ)は

図③は図①の色立体を5 Y Rの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相5 Y Rの色が並んでいます。これで見ると明度は4であることがわかります。

○最後に彩度(あざやかさ)は

同じく図③で見ると彩度は3であることがわかります。



## 注意

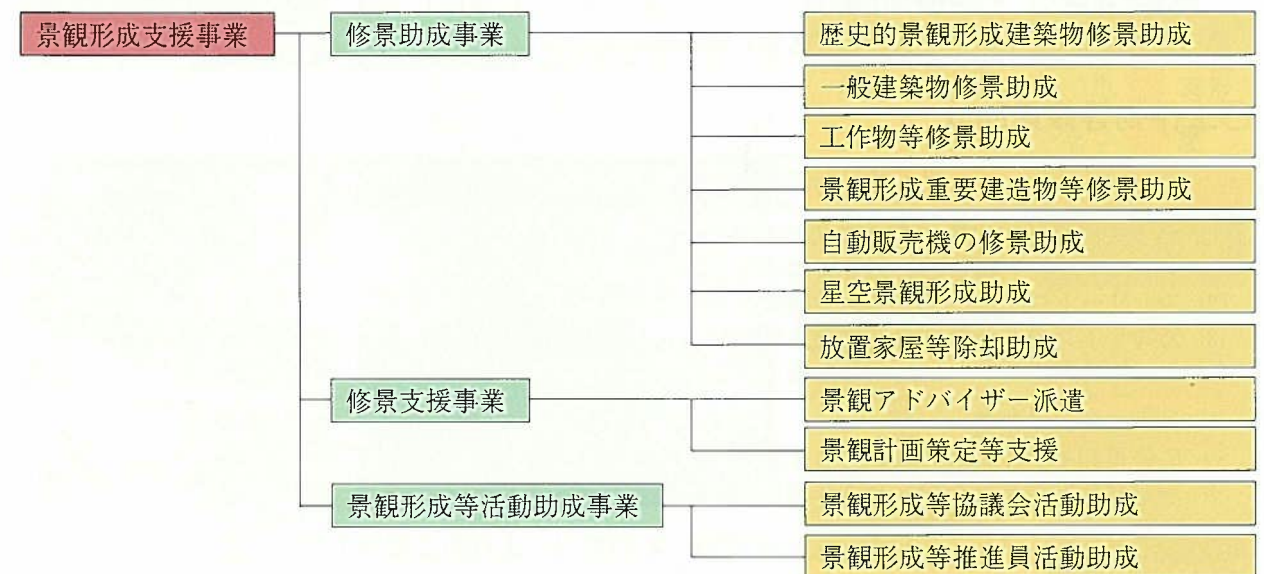
印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。詳しくは県民局まちづくり建築課にマンセルブックがありますので確認してください。

# 支援事業

## 景観形成支援事業の概要

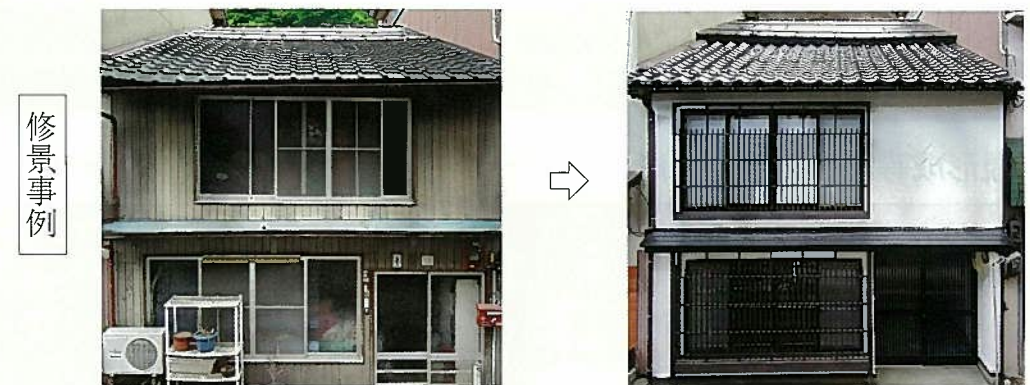
### まちづくりのお手伝い

兵庫県及び新温泉町では、住民の方々が、自ら実施する良好な景観の形成に対して、一定の助成率、限度額の範囲内で、助成金及び補助金をお渡しし、積極的なまちづくりを支援しています。



- 例1 景観形成地区内で建物の建替えや改修を行いたい場合  
⇒歴史的景観形成建築物修景助成が利用できます。  
景観形成基準に合致し、さらに伝統的意匠のように改修を行うのであれば、最大で助成対象工事費等の1/3かつ上限330万円の助成を受けることができます。  
(伝統的意匠の内容により上限額が下がる場合があります)
- 例2 景観形成地区内で、建物を伝統的な様式に改修したいがどうすればよいか分からない場合  
⇒景観アドバイザー派遣が利用できます。  
専門家による建築物等の修景に関する個別相談を行い、修景に対するアドバイスを受けることができます。

その他にも多くの支援項目があります。



修景事例



### ○歴史的景観形成建築物修景助成

(助成金額) 同一敷地内の対象工事については、3,300千円(既に助成金の交付を受けている場合は、3,300千円から交付を受けた助成金の額を控除した額)を限度とする。

| 助成対象経費  | 助成率 | 助成限度額(千円) |
|---|-----|-----------|
| 1 基本設計費、実施設計費及び工事監理費  | 1/3 | 600       |
| 2 建築物の新築、改築、増築、修繕に伴う外観の修景に係る工事費   | 1/3 | 2,700     |
| 3 門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費  | 1/3 | 600       |
| 4 その他、景観形成において必要と認められる、下記工事の外観の修景に係る工事費<br>(1) かき、柵の新設、改修、増設及び修繕<br>(2) 対象建築物の敷地に存する石垣、擁壁、その他工作物の新設、改修、増設又は修繕<br>(3) その他対象建築物の修景として必要と認められる工事 | 1/3 | 600       |

### ○工作物等修景助成

| 助成対象経費   | 助成率 | 助成限度額(千円) |
|--|-----|-----------|
| 1 下記の共同施設等の新設整備費又は改良整備費<br>(1) ポケットパークの新設整備費又は改良整備費<br>(2) ストリートファニチャーの新設整備費又は改良整備費<br>(3) 公共サインの新設整備費又は改良整備費<br>(4) その他助成することが適当と認められる工作物の整備費 | 1/3 | 500       |
| 2 屋外広告物の整備費<br>※ 広告景観モデル地区の指定後5年間は1/4 250千円<br>※ 沿道景観形成地区の指定後5年間は、既存の広告物を改修する場合にあっては1/3 250千円  | 1/4 | 100       |

### ○景観アドバイザー派遣

(支援費用) 景観アドバイザー派遣の支援費用は、センターが景観アドバイザーに対し謝金として支払うものとする。

| 支援対象業務           | 派遣回数              | 派遣費用           |
|------------------|-------------------|----------------|
| 1 建築物等の修景に係る個別相談 | 1件あたり延べ3人日以内とする。  | 1人1日3万円を上限とする。 |
| 2 勉強会、研修会等の講師    | 1団体あたり延べ5人日以内とする。 | 1人1日5万円を上限とする。 |
| 3 その他の景観形成推進活動   | る。                |                |

### ○景観計画策定等支援

(支援費用) 景観計画策定等支援の支援費用は、センターが支援対象業務を行う景観アドバイザー又はまちづくり専門家に対し、委託費として支払うものとする。

| 支援派遣費用            |
|-------------------|
| 1件あたり150万円を上限とする。 |

### ○景観形成等協議会活動助成

| 助成対象費用   | 助成率 | 助成限度額(千円) |
|--|-----|-----------|
| 景観形成等協議会が行う次の事業で事前に計画を承認されたもの<br>(1) 景観形成に関する勉強会の講師報償費<br>(2) 協議会の活動を構成員に周知するための広報等の作成経費 | 1/2 | 100       |

## 届出の手続き

### 建築物等の届出

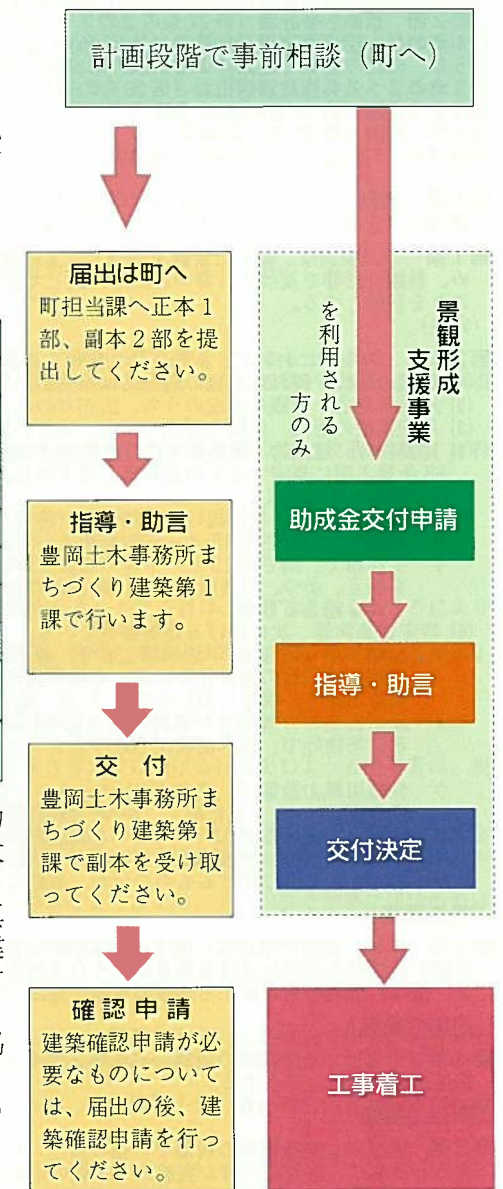
○届出の対象は

景観形成地区内で次の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕正本1部、副本2部提出してください。

| 届出添付図書の種類     | 縮尺        | 明示すべき事項               |
|---------------|-----------|-----------------------|
| 付近見取図         | 1/2,500以上 | 方位、道路及び目標となる地物        |
| 配置図           | 1/200以上   |                       |
| 各階の平面図        | 1/200以上   |                       |
| 各面の立面図        | 1/200以上   | 主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩  |
| 主要部2面以上の断面図   | 1/200以上   |                       |
| 外構平面図         | 1/200以上   | 門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成 |
| 敷地周辺状況カラー写真   |           |                       |
| 完成予想図カラー写真    |           |                       |
| 協議書、予測書又は評価書  |           |                       |
| 知事が特に必要と認める図書 |           |                       |

- 備考
- 各階平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
  - 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をしない場合で大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合のみ添付すること。
  - 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
  - 届け出た内容又は通知した内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。



### 広告物の許可申請

申請の対象は

広告板、広告塔、立看板、はり札、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には申請が必要なものがあります。詳しくは新温泉町建設課にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

- 兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
- 新温泉町建設課
- 財兵庫県まちづくり技術センターまちづくりセンター

TEL (0796) 26-3756  
TEL (0796) 82-3111(代)  
TEL (078) 367-1263(代)



## 景観の形成等に関する条例（抜粋）

### 目次

|                                    |                   |
|------------------------------------|-------------------|
| 第1章 総則（第1条—第7条の2）                  | 昭和60年 3月27日条例第17号 |
| 第2章 景観形成地区（第8条—第14条）               | 平成 元年 4月 1日条例第22号 |
| 第3章 風景形成地域（第15条—第21条）              | 平成 5年 3月29日条例第16号 |
| 第3章の2 星空景観形成地域（第21条の2—第21条の9）      | 平成16年10月 8日条例第53号 |
| 第3章の3 景観形成重要建造物等（第21条の10—第21条の13）  | 平成18年 3月24日条例第34号 |
| 第4章 大規模建築物等（第22条—第27条）             | 平成19年 3月16日条例第21号 |
| 第4章の2 特定建築物等                       | 平成19年12月25日条例第49号 |
| 第1節 特定建築物等の新築等の届出（第27条の2—第27条の2の6） | 平成20年12月17日条例第50号 |
| 第2節 景観影響評価（第27条の2の7—第27条の14）       | 平成20年12月17日条例第53号 |
| 第4章の3 空地の利用又は管理（第27条の15）           |                   |
| 第5章 住民の参画と協働による景観の形成等（第28条—第29条の5） |                   |
| 第5章の2 公共施設景観指針（第29条の6）             |                   |
| 第6章 雑則（第30条—第32条）                  |                   |
| 第7章 罰則（第33条—第36条）                  |                   |
| 附則                                 |                   |

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- 大規模建築物等 次に掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。
  - 建築物で、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
  - 工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
  - 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。）で、延べ面積が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの
  - 発電用風力設備で、高さが31メートル（当該発電用風力設備が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの
- 観覧車で、高さが31メートル（当該観覧車が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの
- アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

#### （県の責務）

**第3条** 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。  
2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

#### （市町の責務）

**第4条** 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

#### （県民の責務）

**第5条** 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

#### （事業者の責務）

**第6条** 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

#### （景観形成等基本方針）

**第7条** 県は、景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。  
2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観形成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

#### （地域景観形成等基本計画）

**第7条の2** 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「地域景観形成等基本計画」という。）を定めることができる。  
2 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 地域景観形成等基本計画の区域
- 地域景観形成等基本計画の目標
- 前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項
- 前3号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

  
3 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第1項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。  
4 知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。  
5 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。  
6 前条第2項の規定は、第1項の規定による決定について、第4項及び前条第2項の規定は、地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

## 第2章 景観形成地区

### （指定）

**第8条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
  - 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域住宅街等景観形成地区
  - 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区
  - 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区
- 
- 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。
  - 知事は、前項の規定により要請のあつた区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。
  - 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。
  - 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
  - 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
  - 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
  - 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。
  - 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

### （景観形成基準）

**第9条** 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

- 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
  - 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
  - 広告物等（屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。）の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
  - 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
  - その他景観の形成を図るために必要な事項
- 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

### （行為の届出）

**第10条** 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- 建築物等（特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。）の新築、改築、増築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。）
  - 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
  - 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前2号に該当する行為を除く。）
  - 屋外における自動販売機の設置
- 
- まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
    - 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの
    - 工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの
  - 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
    - 広告物等の表示又は設置（法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。）
    - 屋外における自動販売機の設置

### （景観に及ぼす影響に関する協議）

**第11条** 景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。  
2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

### （指導又は助言）

**第12条** 知事は、第10条各項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

### （勧告及び公表）

**第12条の2** 知事は、前条の届出に係る行為が大規模建築物等に係る行為である場合において、当該届出をした者が正当な理由なく同条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。  
2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。  
3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

### （建築物等その他の物件に係る要請）

**第13条** 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機（以下「建築物等その他の物件」という。）が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な要請をすることができる。  
2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

### （国等に関する特例）

**第14条** 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に対するその内容を通知しなければならない。  
2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。